

重点1 富士山の環境保全対策の推進

1-1 多様な自然環境の保全

1 富士山総合保全対策の推進(観光資源課)

日本の象徴である富士山の美しい姿と豊かな自然を守り、次の世代に引き継ぐことは「環境首都」を標榜する私たちの責務であり、国民的課題でもあります。

平成8年、富士箱根伊豆国立公園指定60周年を機に、その歴史を踏まえ、新たな時代を展望した富士山保全のための総合的な取り組みに向け、平成10年2月に富士山総合環境保全対策基本方針を策定し、この基本方針に沿って、総合的な保全対策を推進しています。また、富士山の環境保全に取り組むため静岡県との連携が必要であることから、平成10年11月18日に山梨・静岡両県で富士山憲章を制定しました。

この制定記念式典の中で、県は、ボランティア活動を基本とする「富士山1億人運動」を提唱したところであり、県としては、この「富士山憲章」を、広く国民に理解していただき、富士山保全のために、この運動を推進するとともに、富士山を愛する人々の思いを結集し、保護と適正な利用を図ることとしています。

富士山憲章は、日本の象徴である富士山を、この美しい姿のまま後世に引き継いでいくことを基本理念とするもので、この理念に基づき、

自然を守り、文化を育むこと、自然と人との共生を図ること、環境保全のために積極的に行動することなどを行動規範として定めています。

富士山憲章

富士山は、その雄大さ、気高さにより、古くから人々に深い感銘を与え、「心のふるさと」として親しまれ、愛されてきた山です。

富士山は、多様な自然の豊かさとともに、原生林をはじめ貴重な動植物の分布など、学術的にも高い価値を持っています。

富士山は、私たちにとって、美しい景観や豊富な地下水などの恵みをもたらしています。この恵みは、特色ある地域社会を形成し、潤いに満ちた文化を育ててきました。

しかし、自然に対する過度の利用や社会経済活動などの人々の営みは、富士山の自然環境に様々な影響を及ぼしています。

富士山の貴重な自然は、一度壊れると復元することは非常に困難です。富士山は、自然、景観、歴史・文化のどれひとつをとっても、人間社会を写し出す鏡であり、富士山と人との共生は、私たちの最も重要な課題です。

私たちは、今を生きる人々だけでなく、未来の子供たちのため、その自然環境の保全に取り組んでいきます。

今こそ、私たちは、富士山を愛する多くの人々の思いを結集し、保護と適正な利用のもとに、富士山を国民の財産として、世界に誇る日本のシンボルとして、後世に引き継いでいくことを決意します。

よって、山梨・静岡両県は、ここに富士山憲章を定めます。

- 1 富士山の自然を学び、親しみ、豊かな恵みに感謝しよう。
- 1 富士山の美しい自然を大切に守り、豊かな文化を育もう。
- 1 富士山の自然環境への負荷を減らし、人との共生を図ろう。
- 1 富士山の環境保全のために、一人ひとりが積極的に行動しよう。
- 1 富士山の自然、景観、歴史・文化を後世に未長く継承しよう。

平成10年11月18日

山梨県・静岡県

平成 16 年度における富士山の多様な自然環境保全のための事業は、次のとおりです。

(1)環境問題意識の啓発

富士山憲章キャンペーンの実施

日本のシンボルである富士山の環境保全に向けた山梨・静岡両県の取り組みを、全国に情報発信し、憲章推進運動を「国民的な運動」に盛り上げるため、普及啓発キャンペーン等を展開しました。

ア 富士山五合目重点キャンペーンの実施

- ・ 7 月 26 日～8 月 4 日の間の延べ6日間、市町村関係者、富士山1億人委員会会員、地元中高生や一般募集ボランティアなど 132 名が参加。

イ 富士山頂キャンペーン (8 月 12 日、4 名参加)

ウ その他

- ・ 東京、大阪など、県や観光物産連盟、地元観光協会等が実施する観光キャンペーンの際に啓発グッズ、パンフレット等を配布 (9 箇所)。

富士山・琵琶湖三県こども環境保全交流事業

富士山のある山梨県、静岡県と琵琶湖のある滋賀県の子どもたちが、自然や地域の文化を学びつつ交流するとともに、様々な体験を通して自然に親しみ、環境を守るという意識を育み、次世代に引き継いで行くため三県持ち回りで開催しました。(平成 16 年度～、初回は滋賀県)

- ・ 8 月 6 日～8 日、滋賀県琵琶湖畔で開催。
- ・ 参加者総数 61 名(うち山梨県 21 名、静岡県 19 名、滋賀県 20 名)

(2)富士山憲章推進会議

「富士山憲章推進会議」= 山梨・静岡両県、国、地元市町村

- ・ 平成 16 年 7 月 国(環境省、林野庁、国土交通省)、県、市町村等の富士山環境保全対策等
「富士山憲章山梨県推進会議」= 県、7 市町村、2 恩賜県有財産保護組合の代表等
- ・ 平成 16 年 7 月 平成 15 年度事業報告、平成 16 年度事業計画
- ・ 平成 17 年 2 月 平成 17 年度予算案、平成 16 年度決算見込、富士山環境保全事業総括

(3)富士山ボランティアセンターの活動(平成 12 年 7 月 1 日設置)

- ・ 環境保全に関する情報の受発信
- ・ 「富士山1億人委員会」の運営 等
【富士山1億人委員会加入状況(平成 17 年 3 月末現在)】 20,992 人
- ・ 富士山五合目自然解説業務 (平成 16 年 5 月～10 月) 解説を受けた人数 4,838 人
- ・ 第 2 回「富士さんへ謹賀新年(富士山あて年賀状)」全国募集 応募総数 276 点

(4)富士山青木ヶ原樹海等エコツアーガイドラインの周知と遵守(観光資源課)

青木ヶ原樹海等の原生的な自然環境を保全しつつ持続可能な利用を図るために、エコツアー事業者、エコツアー参加者等に対する利用のルールを専門家の助言も得ながら、関係行政機関、エコツアー事業者の合意の下、「富士山青木ヶ原樹海等エコツアーガイドライン検討会」(5 月 14

日、6月17日、6月25日の3回開催)で協議、決定。7月1日から施行。

また、「富士山青木ヶ原樹海等エコツアーガイドライン推進協議会」を設置(6月25日、第1回)し、同協議会において引き続き、ガイドラインの遵守、新規参入事業者等への周知徹底、現地検証、ガイドラインの見直し等に取り組むこととしました。

- ・ 第2回推進協議会 11月18日 現地検証、情報交換 等

(5)富士山北麓エコツーリズム推進モデル事業(観光資源課)

平成16年6月に、富士山北麓地区が環境省のエコツーリズム推進モデル地区に選定されたことを契機に、同地区において環境と観光の両立をめざすエコツーリズムの取り組みを進めるため、行政機関や観光事業者の代表、有識者等により構成する「富士山北麓エコツーリズム推進協議会」を設立しました。また、富士山北麓におけるエコツーリズム推進のための基本計画策定(～平成18年度)に向けて、市町村担当者や有識者等により構成するワーキンググループを推進協議会の下に設置し、検討会を開催しました。

- ・ 第1回富士山北麓エコツーリズム推進協議会 11月26日 富士吉田市民会館
基調講演:「いま、何故エコツーリズムか ～地域の魅力創造と活性化に向けて～」
講師 (財)日本交通公社 理事 小林英俊 氏
- ・ ワーキンググループ検討会 (平成17年1月7日設置、4回開催)
検討テーマ:富士山北麓におけるエコツーリズム取り組みの実態把握と課題整理、エコツーリズム資源の概括調査 等

(6)富士山自然観察園の整備とミニエコツアーの実施(観光資源課)

富士ビジターセンターに隣接する富士山自然観察園において、来訪者に富士山の自然を学び楽しむ機会を提供するため、園路の解説板をリニューアル整備するとともに、動植物、地形・地質等を解説するミニエコツアーをボランティア等の協力により実施しました。

- ・ 富士山自然観察園リニューアル供用開始 9月11日
- ・ ミニエコツアー参加者数(～平成17年2月) 106人

(7)富士スバルラインのマイカー規制について

静岡県と同日程で8月の第1土曜日から10日間を規制しています。

平成16年度 8/7(土)～8/16(月) 10日間

(8)富士五湖の静穏の保全(大気水質保全課)

富士五湖地域は気候・風土、自然景観などが優れており、日本の代表的な観光地、保養地として発展してきました。それは、その清らかな湖水、自然とふれあえる湖畔、そして何よりも自然の静けさが人々を魅了してきたからです。この貴重な財産を保全し、後世に残していくことは我々の責務であり、また、その活用について調整を図り、多くの人々が快適に自然を利用できるようにすることが必要です。

このような中、昭和60年頃から、モーターボート等の騒音苦情が数年来引き続き寄せられ、保養地に不可欠の静穏な環境を著しく阻害するなど環境資源、観光資源としての基盤をも揺るがす状

況となってきました。

このため、県は静穏の保全を目的とした「山梨県富士五湖の静穏の保全に関する条例」を昭和63年12月22日に制定し、平成元年4月1日から施行しました。この条例は、次の四つの柱で構成されています。

<p>航行の制限</p> <p>船舶安全法で検査が必要な動力船は航行制限時間(午後9時から翌日の午前7時までの時間、ただし、河口湖では7月1日から9月15日までは午前6時まで)に航行してはならないこと(ただし、公用、災害時、祭礼、漁業その他知事が許可した場合を除く)。</p> <p>船舶の届出</p> <p>富士五湖で船舶を航行させようとする所有者は、騒音防止方法(対策)等必要な事項を記載した届出書に船舶検査証の写しを添え、山梨県知事に事前に届け出なければならないこと。また、届出を受理した時には届出済証を交付するので、見やすい場所に表示すること。</p> <p>なお、現在、航行船舶の届出等の手続については、富士五湖を有する関係町村で行っている。</p> <p>規制基準の遵守</p> <p>船舶の航行時の騒音が規制基準(航行中の船舶の騒音が湖畔で5秒間以上連続して70デシベル)を超えてはならないこと。</p> <p>富士五湖環境監視員</p> <p>富士五湖の静穏の保全についての指導、啓発を行うため監視員を設置すること。</p>
--

区分	山中湖村	富士河口湖町	上九一色村	身延町	合計		
モーターボート	地元のもの	269	407	16	0	692	
	その他	県内	119	368	29	0	516
		県外	2,397	8,531	240	45	11,213
		小計	2,516	8,899	269	45	11,729
合計	2,758	9,306	285	45	12,421		
水上オートバイ	地元のもの	38	69	2	4	113	
	その他	県内	161	177	184	5	527
		県外	4,223	2,843	2,832	305	10,203
		小計	4,384	3,020	3,016	310	10,730
合計	4,422	3,089	3,018	314	10,843		
合計	地元のもの	307	476	18	4	805	
	その他	県内	280	545	213	5	1,043
		県外	6,620	11,374	3,072	350	21,416
		小計	6,900	11,919	3,285	355	22,459
合計	7,207	12,395	3,303	359	23,264		

富士五湖航行船舶届出状況表(届出市町村別)(平成17年3月31日現在)

(9) 富士山の自然生態系の循環機構に関する研究(森林環境総務課)

富士山は日本一の標高を有し、山麓から山頂に至るまでの大きな標高差は、様々な自然環境を造り出していますが、近年は、観光地、リゾート地としての開発が進み、山麓部を中心にして自然環境が大きく変化し、多様な自然生態系も変わりつつあると言われています。富士山周辺の変りつつある自然環境の変化が、自然生態系にどのように影響し、変化の実態がどのようになっているのかを調査し、富士山の特異で貴重な自然生態系を保全するため自然生態系の循環機構を明らかにし、富士山の自然生態系の保護、保全に対する提言を行います。

環境科学研究所の「プロジェクト研究」として、現在その研究を行っており、研究の概要は次のとおりです。研究期間:平成14年度～平成18年度(5カ年)

富士山に生息、生育する動植物の種類及び特性を解明する。

富士山に特異な自然生態系の構造と維持メカニズムを調査し、循環機構を解明する。

リモートセンシングデータ(人工衛星等)を用い、自然生態系の分布と過去からの変遷を解明する。

1-2 優れた景観の保全

富士山の景観保全のため、次の事業等を実施しました。

(1) 山小屋のトイレ整備の推進(観光資源課)

富士山の山小屋トイレ整備の早期完了は、環境保全対策推進のみならず世界遺産登録を視野に入れた取り組みを行う上からも喫緊の課題です。

平成 16 年度実績

環境省の環境保全施設整備費補助金(山岳環境等浄化・安全対策)に県単上乘せ補助
補助率 国:5/10 県:2/10

- ・ 八合五勺「御来光館」(カキ殻浄化循環式)(大5、小1)
- ・ 八合目「蓬莱館」(カキ殻浄化循環式)(大3、小2)
- ・ 七合目「東洋館」(カキ殻浄化循環式)(大8、小5) 平成17年度に繰越

山梨県独自の単独補助(平成16年度創設)

補助率 県:5/10 富士吉田市:2/10

- ・ 八合目「富士山ホテル」(焼却式)(大7、小5)
- ・ 七合目「花小屋」(カキ殻浄化循環式)(大3、小2)

平成 16 年までのトイレ整備箇所は、吉田登山道 18 箇所の内、10 箇所整備済

(2) ゴミ・オフロード車対策(観光資源課)

富士山五合目～山頂のゴミ投棄への対応

ア 富士山クリーン作戦の実施『(財)富士山をきれいにする会、昭和 37 年～』

- ・ 8 月 7 日実施、1,009 名参加、収集量 690kg

イ 山岳ボランティア富士山クリーン作戦の実施(山梨県山岳連盟に委託)

- ・ 登山道を外れた区域に放置されたゴミの回収、撤去を、山岳団体等ボランティアにより実施。
- ・ 平成 16 年度の実施状況:9 月 5 日実施、53 名参加、収集量 1,000kg

山小屋による事業系一般廃棄物の適正処理

富士山吉田口環境保全推進協議会(山小屋経営者の自主的団体、平成 14 年 12 月～)

- ・ 山小屋からの全ての排出ゴミの持ち降ろしの徹底により適正な処理を実践。
- ・ 平成 16 年度実績(H16.7～8 月の 2 ヶ月間)

可燃ゴミ 7,236kg、不燃ゴミ 393kg 等 計 18,684kg

山麓部の不法投棄等防止対策

ア 富士山特定地域環境保全事業(不法投棄等監視パトロール)(緊急地域雇用創出基金)

- ・ 24 時間体制で監視パトロールを実施。
- ・ 警備会社に委託(平成 16 年 4 月 1 日～平成 17 年 3 月 31 日)。
- ・ 監視対象:廃棄物の不法投棄、オフロード車、不法伐採。
- ・ 必要に応じて重点監視パトロールを実施。

イ 富士山麓不法投棄防止ネットワーク

- ・ 山麓部におけるゴミの監視を強化するため、民間企業、NPO法人等、29団体約4,100人で構成する「富士山麓不法投棄防止ネットワーク」を発足。構成員が日常業務の中で投棄物の発見や不審車両の通報、啓発活動に協力。
- ・ 平成16年5月19日発足。
- ・ 富士山麓地域へのゴミのポイ捨てや廃棄物不法投棄を未然に防止するための啓発事業として「富士山麓環境美化標語」を全国募集。応募総数:1,660点

ウ 富士山特定地域環境保全補助事業

- ・ 不法投棄等監視パトロール及び廃棄物監視員が確認した廃棄物の撤去及び処理に要する経費補助。

補助先:富士山麓地域廃棄物対策連絡協議会 補助率:1/2

(3)富士山文化的価値啓発事業(学術文化財課)

富士山周辺の主な文化財、富士山信仰及び文化的景観等について紹介し、富士山に対する県民の理解を深めるための富士山の文化的価値啓発パンフレット「富士山が文化財だって知っていますか?」を作成し、関係機関、関係団体及び教育機関等に配付して、富士山のもつ文化的価値を広くPRしました。

(4)特別名勝富士山保存管理計画の改定(学術文化財課)

特別名勝富士山保存管理計画は、平成11年に改定され現在に至っていますが、今般、社会経済情勢等の変化や、富士山の世界文化遺産登録を目指すこと等を踏まえ、特別名勝富士山のより適切な保存管理を図っていくため、所要の改定を行います。

学識経験者、関係団体及び関係機関等で構成する検討委員会を設置し、総会・専門家部会・現地調査等を実施し以下の項目に関し検討を進めました。

より適切な保存管理の仕組み

- ・ 保存管理の方法
- ・ 現状変更の取扱方針及び取扱基準
- ・ 周辺環境を構成する要素の保存管理
- ・ 整備・活用の基本的考え
- ・ 運営体制の整備

富士山の文化的価値の明確化

- ・ 本質的価値を構成する要素
- ・ 本質的価値を構成する要素に密接に関わる要素
- ・ 周辺環境を構成する諸要素

(5)その他の事業(観光資源課)

富士山美化清掃活動への助成

- ・ (財)富士山をきれいにする会への補助金
- ・ 富士山及び周辺美化推進協議会への補助金

富士山下山道七合目公衆トイレ維持管理運営協議会負担金

「富士山山小屋トイレ等諸課題に関する打ち合わせ会」の開催

山小屋経営者と関係行政機関等による山小屋トイレ、ごみの処理等に関する打合会(2回開催)

- ・ 主な議題 山小屋トイレの計画的整備及びゴミの適正処理 等